

(仮称)まちづくり基本条例素案の全体構成(案)について

資料4

これまでの検討成果から、素案全体の構成(案)を次のように考えました。

テーマ「まちづくり基本条例に期待すること」「こんな条例にしたいこと」より
(第2回・第3回市民検討会議)

条例の構成	←	整理後のカテゴリ	簡潔な表現に整理したものとその考え方	事務局で整理した主な意見	班
・条例化していく際の考え方	←	条例のあり方	(考え方)条例のあり方についての意見も多くいただきました。これらの考え方に沿って、条文の構成や制定後の周知を行っていきたいと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが分かりやすい条例 分かりやすい文章 使いやすい、守られやすい条例 実効(実行)性のある条例 条例の周知 みんなに知ってもらえる条例 独自性のある条例 その他、条例のあり方に関する意見 	【1班,2班,3班,4班,5班】
(前文)(総則)	←	・目的 ・まちづくりの理念	(考え方)この条例を使って推進すべきことなどについて多くの意見をいただきました。基本条例ということもあり、個別分野に関する規定は除くことを基本(市のまちづくりの全体に関わる仕組みを規定)としますが、これらの想いを反映した、条例の前文や目的、理念を規定していく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定の目的 目指すまちの姿、人づくり、危機管理、福祉、環境、歴史／文化、教育、産業、男女共同参画 	【1班,2班,3班,4班,5班】
(まちづくりの主体)	←	・市民の権利	○市民は、まちづくりの主体です。 (考え方)市民の権利について明確化すべきという意見があり、内容について今後検討する必要があります。ただし、市民の役割の議論(役割の裏返し)からある程度導き出されると考えます。	・市民の権利	【3班,4班】
		・各主体の役割	○各主体の役割等を明確にします。 (考え方)市民、行政(市長・職員)、議会、議員、企業(事業者)、地域コミュニティ(自治会・まち協)、NPOの役割について明確化する意見がありました。今後、どの範囲まで役割を規定すべきか検討する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 各主体の役割や関係性の明確化 市民の役割、行政の役割、議会の役割、企業(事業者)の役割、市長の役割、職員の役割、議員の役割、地域コミュニティの役割、自治会の役割、まち協の役割、NPOの役割 	【1班,2班,3班,4班,5班】
(協働のまちづくり)	←	・協働の推進	○市民と市は、協働のまちづくりを積極的に推進します。 (考え方)各主体と行政の連携についての意見がありました。各主体を広い意味で市民としてとらえ、上記のとおりまとめました。今後の市民の範囲の検討によっては、個々の主体との協働を規定していく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 各主体の連携、協力 協働の仕組み 	【1班,3班,4班,5班】
		・地域活動、市民活動の推進	○市は、様々な主体が共に活動できるような仕組みを整備します。 ○地域活動を推進します。 ○ボランティア等市民活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動 市民活動 	【4班】
(市民参画)	←	・市民参画	○市は、市民参画の機会を確保するとともに、市民参画を積極的に推進します。 ○市は、審議会等の委員に公募市民を選任するよう努めます。 ○重要事項について、住民投票を実施することができます。	<ul style="list-style-type: none"> 市政への参加 審議会 住民投票 	【1班,2班,3班,4班,5班】
		・市民意見の反映	○市は、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じます。 ○市は、市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民の声の反映 意見交換の場づくり 	【1班,2班,3班,4班】
(市政運営)	←	・情報公開 ・情報共有	○市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。 ○市民と市は、相互に情報を共有します。 ○市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有します。	<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい情報開示 情報の共有 知る権利 	【1班,3班,4班,5班】
		・説明責任	○政策等の経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明します。	・行政の説明責任	【1班,3班,5班】
		・行財政運営	○市政運営を効率的かつ効果的に行います。 ○健全な財政運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営 健全な財政運営 	【1班,2班,3班】
		・行政改革	○積極的に行政改革に取り組みます。	・行政改革	【3班】
		・まちづくりの仕組み	○新たなまちづくりの仕組みを提案していきます。 (考え方)休日夜間の議会開催、まちづくり人材登録制度(団体の制度は既存)、第三者機関の設置、中間支援組織の設置などの意見があり、いずれの提案も今後の取り組みとして重要ですが、今回の条例の中で新たな制度を検討し、規定していくことが困難であるため、上記のとおりまとめました。	・まちづくりの仕組み	【4班,5班】
		・交流 ・国・県との連携	○人と人のつながりを大切に、広く交流を深めます。 ○国、県、市は対等な立場で協力し合います。	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流 地域間交流 国、県、市の関係 	<ul style="list-style-type: none"> 【1班,2班,4班】 【3班】
(条例の位置付け)	←	・条例の位置付け／規範性	○条例等の制定、基本的な計画の策定、事業の実施等にあたり、この条例の趣旨を尊重します。 (考え方)個別の課題や条例、制度の整備などの意見あり、いずれの課題解決も今後重要ですが、この条例はまちづくり全体に関わる仕組みや指針を定めるものであるため、上記のとおりまとめました。	<ul style="list-style-type: none"> 個別の問題解決の指針 個別の条例をつくる際の規範 	【1班,2班,4班,5班】
(条例の見直し)	←	・進化する条例／見直し(改正規定)	○実態に即して、見直し、改正を行います。(進化する条例) ○具体的な見直しと条例運営のための組織を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> 改正規定 見直しや実行性の確保のための組織 	【2班,4班,5班】

全体構成(案)と検討項目①についての意見との内容関係について

素案全体の構成(案)に、検討項目①がどのように関係するのか、次のように案を作成しました。

テーマ 検討項目①「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」
～市民と行政がキャッチボールできる方法を考えましょう～より
(第3回～第5回市民検討会議)

条例の構成	←	解決策・仕組みに関する意見を整理			
		整理後のカテゴリ	簡潔な表現に整理したもの	事務局で整理した意見	班
(まちづくりの主体)	←	・各主体の役割	○市は、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行います。	分かりやすく機能的で効率的な行政組織を編成する	【2班,3班,4班,5班】
			○市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ちます。	意識の改革／意識の醸成に努めること	【1班,2班,3班】
			○市の職員は、市民の視点に立ち、市民との信頼関係を向上します。		
(市民参画)	←	・市民参画の推進	○市は、積極的な市民参画が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。	参画機会の保障／参加の場や機会の創設	【1班,2班】
			○市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広い分野から人材を登用します。		
		・市民意見の反映	○市は、実効性のある市民参画の仕組みを構築します。	参加の仕組みづくり／参加のルールづくり ルールの明確化	【1班,2班,3班,4班,5班】
			○市は、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じます。	まちづくりに関する意見、提案を政策等に反映させる制度の整備及び充実を図る	【1班,2班,5班】
		・対話の場	○市は、市民が必要とするまちづくりの学習機会の提供を充実します。	学習の場や機会の創設	【1班,3班,5班】
			○市は、市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設けます。	直接対話の機会や場を充実する	【2班】
(協働)	←	・協働の推進	○市民及び市は、協働のまちづくりを積極的に推進します。	各主体との連携を図る	【1班,2班,5班】
			○市民と市または市民同士がまちづくりの目標を共有します。	まちづくりの目的、理念を共有する	【1班,4班】
			○適切な役割分担及び対等な関係を保ちます。	各主体の役割や責務の明確化	【1班,3班,4班,5班】
			○協働のまちづくりを推進するための仕組みや環境づくりを進めます。		【1班,3班,4班,5班】
		・協働事業の推進	○市は、協働して実施することにより効果的に実施できる事業等について、協働事業の実施を推進します。	協働事業の推進	【1班,2班,3班,5班】
			○市民は、協働事業を提案できます。		
		・地域活動の推進 ・市民活動の推進	○市民は、地域コミュニティの活動や市民団体の活動に参加し、協力します。	地域活動、市民活動を推進する	【2班】
			○市は、地域活動や市民活動を促進するため必要な支援を行います。		
		・市の支援	○市は、多様な主体と共に活動できるよう適切な支援を行います。	各主体の交流の場の提供及び促進 活動に対する支援／支援制度の拡充	【1班,4班】 【1班,2班,3班,4班,5班】
			○市は、公共的かつ公益的な活動に対する自主性及び自立性を尊重します。	各主体の自主性、自立性を尊重する	【2班,5班】
・人づくり	○市は、市民と共に、まちづくりを支える人材を育成します。	リーダーの育成(人づくり)の推進	【1班,4班】		
(市政運営)【情報共有】	←	・情報共有	○市は、まちづくりに関する情報を共有し、意見交換が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。	情報共有／意見や情報交換の開かれた場と機会の提供	【2班,4班】
		・情報提供	○市は、わかりやすい情報を提供するとともに情報提供を充実します。	情報提供を充実する 分かりやすい情報提供を行う 積極的な情報提供を行う	【1班,2班,3班,4班】 【1班,2班,3班】 【4班,5班】
			○市は、まちづくりの課題等を的確に把握するため情報収集を行います。	積極的な情報収集／意見等を的確に把握する	【1班】
(市政運営)	←	・説明責任、応答責任	○市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し適切に応答します。	説明責任を果たす、意見や要望等の取扱いについて公表する	【1班,4班】
		・行政評価	○市は、行政評価を実施し、評価結果を政策等に反映します。	適切な評価やフィードバックを図る	【1班,3班】

■各グループから出されたテーマのまとめ…条例素案に趣旨や考え方を反映するものとします。

「市民の声がまちづくりにより反映されるためには」

- 市民の声がより反映されたまちづくりを行うためには、市民の声なき声を拾い上げることが重要であり、仕組みづくりが必要となる。
- 市民の声をまちづくりに反映させるため、さらに情報公開(広報、HP、市政情報コーナー等)や公聴制度(パブリックコメント、市長への手紙、総括的な窓口の設置等)の周知と充実を図っていく必要がある。また、それらの声がどう扱われたか、結果を公表することが大切である。
- 市は分かりやすい情報提供や制度に関する周知を様々な機会を捉えて行っていくことが重要。

- 意見がどう取り扱われたのかについて公表するとともに説明責任を果たしていくことも必要。
- まちづくりにおいて地域住民と行政の間をつないでいる自治会の役割は大きく、その役割をより明確にしなが、三者の意思の疎通が円滑にいくような仕組みを整えていく必要がある。
- 市民が、事業などの企画立案から実行、評価の各段階に参画する機会を保障するとともに、市民の皆さんの意見や提案を市政に適切に反映していく手法について常に検討していく必要がある。
- 個人意見も受け入れる仕組みなど、意思決定へ参画する仕組みづくりが重要。

「市民参画(企画立案、実施、評価の各段階への参加)をより推進するためには」

- 市民参画をより推進するため、みんなが市の情報を共有できるよう、市政運営を透明化していくことが必要。またその情報も正確でわかりやすいもので、なおかつ欲しい情報を誰でもいつでも入手できることも大事。
- 市民参画や協働の必要性をわかりやすく市民にお知らせして、より多くの市民からまちづくりに関心を持ってもらうことが必要。
- 参加しやすい環境づくりを考えていくことも必要で、学習機会の提供やまちづくりへの参加のきっかけづくり、参加しやすい雰囲気づくりなど、参加の場の創設が重要。
- まちづくり協議会などの市民活動には、行政の支援が必要であり、地区単位での活動をサポートする担当職員の配置や活動資金の助成などが求められる。また、市民活動をリードする役割を担う人材の育成が重要であり、誰もがリーダーになりやすい環境づくりにも努めていく必要がある。

- 若い人をはじめ、様々な年代や職業の方々からまちづくりに積極的に参画してもらうためには、会議や行事の開催日時を参加しやすい設定にするとともに、年代に応じたイベント内容の検討等も必要である。さらに、職員自らも地域活動や各種行事への積極的な参加が求められる。
- 市民参画を推進するため、市民が行政課題や市の施策について正確に情報を得られるよう、行政情報について学習する機会を設ける必要がある。
- 情報伝達の仕組み作り…官からの情報発信だけではなく、民からも情報を出さなければならない。官民がお互いに情報提供を積極的に行い、情報の共有、情報公開請求、情報交換など市民参画の仕組みを整備することが重要。
- 市政への参加やまちづくり協議会への参加など、市民参画に対する理解や関心を高めることが重要。

「市民と行政の協働(連携・協力)のまちづくりをより推進するためには」

- 産、学、官、民など各主体の連携を図るため、それぞれの役割分担を明確にして対等な立場で協力し合うことが必要。
- お互いを理解することが必要で、各主体同士の交流や情報交換の場の提供などの行政支援の充実も必要。
- 協働事業を市民と行政が双方向で提案できる仕組みなど、新たな取り組みを行っていくことも重要。
- 地域のレベルアップを図るため、リーダーの育成を図る活動が必要である。
- 地域の特性を大切に、育てていくことが必要。
- 協働によるまちづくりは大変重要であり、各種団体と市が共同で行っている事業の事例もあるが、さらに団体同士の協力、全市的なネットワークの構築を行いながら市と連携を強めていく必要がある。
- まちづくりは、全て行政主導で進めることなく、各種団体などのそれぞれの特色を活かし、市民とともに協働で行うことが大切である。

- 市民、行政、コミュニティが連携、協力していくため、それぞれの役割分担を明確にする必要がある。
- 市民活動団体が協力、連携していくには、行政の支援(情報提供、人的・財政的支援)も必要である。
- 協働の推進だけでなく、行財政改革など自治体運営、まちづくり協議会の運営の見直しや、市民と職員の意識改革も必要となる。
- 人、物、金の仕組み作り…人・物・金の仕組みを共有した、ぶれないまちづくりが重要。補助金等がないと何事もできないということではなく、民でもやれることは自分たちでやり、その中で、足りない部分を官が補って物事を行っていくということ。
- 官民のキャッチボール…まちづくりは一人ではできない。相手がいないとダメ。いろんなキャッチボールがあり、同じレベルでなくても良い。それた球も受け止め、取ってあげることが重要。
- NPO法人の情報伝達の場合や活動場所を作ることで市との一層の協働を図ることが重要。
- 協働のまちづくりを推進するため、行政による財政的サポートも必要。